

## 公募型プロポーザルに関する公告

大曲地域C工区除排雪および道路欠損部簡易補修業務委託（地域維持型JVによる試行）について、公募型プロポーザルを実施するので、次のとおり公告する。

令和 元年 7月24日  
大仙市長 老 松 博 行

### 1. プロポーザルに関する事項

#### (1) 業務名

大曲地域C工区除排雪および道路欠損部簡易補修業務委託（地域維持型JVによる試行）

#### (2) 業務内容

大仙市大曲地域西根内小友～藤木角間川地区を主とした区域の車道および歩道のうち、指定する区間の除排雪および道路欠損部簡易補修を行う。

#### (3) 予定履行期間

令和元年11月1日から令和2年3月31日まで

#### (4) 業務等の規模

本業務関連経費の上限は93,515,620円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。なお、この上限額には排雪業務および道路欠損部簡易補修業務に関する経費は含まないものとする。

### 2. プロポーザルに関する詳細

「公募型プロポーザル実施要領、業務名：大曲地域C工区除排雪および道路欠損部簡易補修業務委託（地域維持型JVによる試行）（以下、「実施要領」という。）」による。

#### (1) 実施要領の交付

① 交付方法：大仙市ホームページ《 (<http://www.city.daisen.akita.jp>) または (<http://www.city.daisen.akita.jp/soshiki/dorokasen/>) 》からの入手を原則とする。

② 交付期間：令和元年7月24日（水）から令和元年8月2日（金）まで。

#### (2) 参加表明についての質問および回答方法

① 質問の方法：質問書（様式(大C)3-1）を電子メールにより受け付ける。なお、質問書には回答を受ける担当者の連絡先（担当部署、役職、氏名、電話番号、ファクシミリ番号、電子メールアドレス）を併記するものとする。

② 質問の受付先：「5. 担当部局」に同じ。

③ 質問受付期間：令和元年7月24日（水）から令和元年7月26日（金）まで。（最終日は午後5時まで。）

④ 回答の方法：令和元年7月30日（火）に大仙市ホームページへの掲載および「5. 担当部局」での配付により回答する。

#### (3) 参加表明書の提出

① 作成方法：「実施要領」による。

② 提出部数：1部

③ 提出期限：令和元年8月2日（金）正午まで。

④ 提出場所：「5. 担当部局」に同じ。

⑤ 提出方法：持参または郵送。（配達証明付に限る。）

(4) 技術提案についての質問および回答方法

- ① 質問の方法：質問書（様式(大C)3-1）を電子メールにより受け付ける。なお、質問書には回答を受ける担当者の連絡先（担当部署、役職、氏名、電話番号、ファクシミリ番号、電子メールアドレス）を併記するものとする。
- ② 質問の受付先：「5. 担当部局」に同じ。
- ③ 質問受付期間：令和元年8月8日（木）から令和元年8月21日（水）まで。（最終日は午後5時まで。）
- ④ 回答の方法：令和元年8月26日（月）に技術提案書の提出要請者全員に対して電子メールで回答する。

(5) 技術提案書の提出

- ① 作成方法：「実施要領」による。
- ② 提出部数：正本1部 副本1部
- ③ 提出期限：令和元年9月2日（月）午後5時まで。
- ④ 提出場所：「5. 担当部局」に同じ。
- ⑤ 提出方法：持参または郵送。（配達証明付に限る。）

3. 参加者に要求される資格要件

(1) 資格要件

参加表明書を提出する者（以下「参加者」という。）は、業務を共同連帯し受託するため2者以上を構成員として結成された共同企業体（以下「共同企業体」という。）とし、次の①から⑧に掲げる全ての要件を満たすものとする。

- ① 除排雪業務共同企業体の代表企業は、大仙市の一般土木工事のB等級以上を有する者であること。
- ② 除排雪業務共同企業体の構成員となる法人にあっては、次のいずれかに該当する者であること。
  - 1) 本市内に本店または営業所を有し、過年度に本市が発注した道路除排雪業務を受注し業務実績を有する者。
  - 2) 道路除排雪業務の主たる部分である除排雪を実施するための除雪機械及び人材を確保して本市内に本店または営業所を有する大曲地域C工区内の除排雪事業への新規参入者。
  - 3) 当該地域内において過去2年以上道路法上の道路における除排雪業務の実績を有する者。
- ③ 除排雪業務共同企業体の構成員のうち法人以外の者にあっては、いずれかに該当する者であること。
  - 1) 全ての者が大曲地域内に住所を有し、かつ1年以上居住していること。
  - 2) 大曲地域内において過去2年以上道路法上の道路における除排雪業務の実績を有すること。
- ④ 設計書に示す設計機械の運転に必要な免許等を有するオペレーターの人数が、設計機械台数以上確保できる者であること。
- ⑤ 本業務期間中においては、大曲地域内に1級土木施工管理技士または1級建設機械施工技士または2級土木施工管理技士または2級建設機械施工技士のいずれかの資格を保有する管理技術者を1名以上配置できる者であること。但し、公的機関発注工事で現場専

任となっている技術者は本業務の管理技術者となることはできない。

- ⑥ 代表企業および予定管理技術者には、大仙市発注の道路法上の道路における除排雪業務の従事実績があること。
- ⑦ 構成員のうち道路欠損部簡易補修業務（土木一式）を担当する者は、大仙市の格付名簿（一般土木）に登録されていること。または小規模修繕等契約希望者名簿の該当工種に登録されていること。
- ⑧ 本業務に関する技術力（安全性や品質確保）や業務の改善のために行うモニタリング調査に協力できる者であること。なお、協力依頼内容については調査が必要と判断される時点で提示する。
- ⑨ その他、市が不適格と認める者でないこと。

#### (2) 参加の制限

次に掲げる者は、参加者となることはできない。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者。
- ② 大仙市入札契約資格等審査実施要綱（平成21年4月1日大仙市訓令第7-1号）第6条第3項各号に定める者。
- ③ 建設業法（昭和24年法律第100号）第28条に基づく営業停止の処分を受けている者。
- ④ 公告日直前の令和元年7月23日の時点において、滞納している税等徴収金がある者。
- ⑤ 大仙市暴力団排除条例（平成24年条例第16号）第2条2項に規定する暴力団員または同条1項に規定する暴力団の関係者。

#### (3) 共同企業体要件

- ① 結成方法は、自主結成とする。
- ② 構成員の数は、業務の内容により構成員間で決定する。
- ③ 共同企業体は構成員が工区を持つ分担施工方式（乙型）によるものとし、自らの担当工区業務を一括下請負に付すことを認めない。
- ④ 契約期間中、各構成員は自らの担当工区業務を遂行するために自らの管理下にある除雪機械を1台以上保有するとともに、そのオペレーターを雇用していること。
- ⑤ 必要な要件を満たす者は、複数地域への参加を表明することができるが、管理技術者およびオペレーターならびに持込機械の重複申請はできない。

#### 4. その他の事項

- (1) 参加表明書および技術提案書の作成および提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- (2) 手続きにおいて使用する言語は日本語、通貨は円とする。
- (3) 提出された参加表明書および技術提案書は、技術提案書の提出者の選定および技術提案書の特定以外に提出者に無断で使用しないものとする。
- (4) プロポーザルの結果、特定された者を公表する。また、提出された技術提案書は公正性、透明性、客観性を期すために公表することがある。
- (5) 提出期限以降における参加表明書および技術提案書の差し替え、および再提出は認めない。
- (6) 関連情報を入手するための照会窓口：「5. 担当部局」に同じ。
- (7) その他
  - ① 提出期限までに参加表明書が到着しなかった場合は、参加表明者になることはできない。
  - ② 参加表明書および技術提案書に虚偽の記載をした者に対して、指名停止措置を行うことがある。
  - ③ 提出された書類は、選定および特定を行う作業に必要な範囲または返却する場合において、複製を作成することがある。

- ④ 提出された参加表明書および特定した技術提案書は返却しない。
- ⑤ 技術提案書の作成のために発注者により受領した資料は、発注者の了解なく無断で公表および使用することはできない。

## 5. 担当部局

〒014-0063

秋田県大仙市大曲日の出町二丁目8番4号

大仙市 建設部 道路河川課

電 話：0187-66-4905

FAX：0187-63-1930

E-mail：douro@city.daisen.akita.jp